

第1 動物愛護管理推進計画の改定について

1 計画の位置付け

東京都動物愛護管理推進計画（以下「推進計画」という。）は、動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動物愛護管理法」という。）第6条及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例（以下「条例」という。）第2条に基づく計画であり、国の「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に則して策定する計画です。

本計画は、都の動物愛護管理施策の基本的な方針や取り組むべき施策を定めたものであり、都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村、都といった動物愛護管理に関わる様々な主体に共通の行動指針となるものです。

なお、本計画は、都の総合計画である「未来の東京」戦略を推進する計画として位置付けられています。

2 計画改定の背景

都は、平成26年3月に改定した推進計画（以下「前推進計画」という。）に基づき、区市町村や関係団体等と連携して、適正飼養の普及啓発、飼い主のいない猫対策、保護した動物の譲渡、動物取扱業の監視、災害時の動物救護体制の充実等に取り組んできました。

基本方針において、推進計画は、基本指針の改正等に合わせて、中間的な目標の設定等の必要な見直しを行うものとされており、動物愛護管理法及び基本指針が改正されたことも踏まえ、これまでの取組を検証し、現下の状況等における課題等に的確に対応するため、東京都動物愛護管理審議会の答申を基に、推進計画を改定することとしました。

計画の期間

令和3（2021）年度から令和12（2030）年度までの10年間

※5年後を目途に見直しを行う予定です。

3 計画改定の考え方

多くの関係者と前推進計画に掲げた考え方を共有し、着実に施策に取り組むことにより、成果を積み上げてきたことを踏まえ、推進計画の改定に当たっては、前推進計画で示した四つの施策展開の方向に沿って取組を進めることを基本とし、動物愛護管理をめぐるこれまでの取組内容や現在の課題、中期的展望も見据えて、今後、重点的に取り組むべき施策を整理しました。

第2 動物愛護管理施策における関係者の役割

人と動物との調和のとれた共生社会を実現するためには、都民、事業者、ボランティア・関係団体、区市町村、都がそれぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力して取組を進めていく必要があります。

1 都民の役割

人と動物との調和のとれた共生社会の実現のためには、動物を飼っている人や苦手な人などが、それぞれの立場に配慮し、お互いを思いやり、理解を深めることが大切です。

動物が「家族の一員」としてだけでなく「社会の一員」として地域の中で受け入れられるために、まず、飼い主が法令を遵守し、動物の生態、習性、生理に応じ、動物をその終生にわたり適正に飼養する責務を果たすことが重要です。

また、動物を飼っている人だけでなく、全ての人が、命あるものである動物に対して、適切に接する必要があります。

2 事業者の役割

平成 29 年度第 4 回インターネット都政モニターアンケート「東京におけるペットの飼育」（以下「平成 29 年度都政モニターアンケート」という。）では、動物愛護管理施策に関する都政に望む意見として、「ペット業者に対する監視指導の強化」を挙げた人が約 6 割にのぼり、ペットショップ等の動物取扱業者に対する都民の関心の高さを示しています。

動物取扱業者には、動物の取扱いに関する専門的知識を習得した上で、令和元年の動物愛護管理法改正で新たに盛り込まれた幼齢の犬猫の販売日齢の制限や適正な飼養管理の具体的基準等を遵守し、率先して適正飼養・終生飼養に取り組んでいく姿勢を社会に示していく必要があります。あわせて、購入者等に対して、動物愛護管理法に定められた事前説明を適切に行い、適正飼養を普及啓発することも求められます。

3 ボランティア・関係団体の役割

動物愛護推進員をはじめとするボランティアや関係団体は、行政と連携・協働し、動物愛護相談センターに保護された犬猫等の譲渡拡大や、動物の飼養継続が困難となった飼い主への助言、地域住民を主体とした飼い主のいない猫対策への協力等、動物愛護管理施策の推進に大きく貢献しており、今後もその活躍が期待されます。

また、令和2年3月に環境省が作成した「人とペットとの災害対策ガイドライン ボランティアの活動と規範」では、災害時のペットに関するボランティア活動の重要性が示されており、近年多発する地震や風水害などの災害対策における地域への貢献も期待されています。

4 区市町村の役割

令和元年の動物愛護管理法改正により、動物愛護管理業務を行う動物愛護管理担当職員の設置が、区市町村の努力義務として規定されました。

区市町村には、基礎自治体として、都と連携しながら、飼い主の責務に関する普及啓発をはじめ、犬の登録・狂犬病予防注射の徹底、地域における飼い主のいない猫対策の支援等、それぞれの地域の実情に応じ、住民の生活に密着したきめ細かな取組が求められます。

また、飼い主の高齢化などの地域社会の状況に適切に対応していくため、住民が身近な地域で動物飼養等に関する問題について相談ができ、支援が受けられる体制の整備や、動物の適正飼養に加え、生活面や心理面での助言・相談など複数の方向から支援が必要な問題に対応するための関係機関との連携体制の構築等も求められています。

さらに、区市町村には、飼い主の災害への備えに対する意識向上を図るための普及啓発や、同行避難を前提とした避難所の運営など、発災時の危機管理体制を整備していく必要があります。

5 東京都の役割

都は、地域の実情に通じた区市町村と連携して、都内全域における普及啓発、動物の致死処分数の減少に向けた取組、動物取扱業の登録及び監視指導、動物由来感染症対策、災害時における危機管理など、広域的・専門的な取組を展開する役割を担っています。

また、動物愛護管理施策において関係者が各々の役割を十分に果たし、都内全域で施策が展開されるよう、推進計画全体の着実な推進を図る役割もあります。

適正飼養・終生飼養等の普及啓発においては、人材育成や啓発資材の提供などによる区市町村等の取組の支援や、事業者を通じた普及啓発のための取組など、関係者への支援の充実や環境整備が求められます。

動物の致死処分数の減少に向けた取組については、地域における飼い主のいない猫対策の支援など動物の引取数を減らす対策とともに、保護した動物を新たな飼い主に譲渡するまでの総合的な対策を、ボランティアをはじめとした多くの関係者とより一層連携・協力を図りながら、推進していく必要があります。

動物取扱業の登録及び監視指導は、動物愛護管理法において都が実施するものと位置付けられており、動物愛護相談センターは、効果的・効率的な監視指導等を行うことが求められます。あわせて、動物愛護管理法の改正による新たな規制についての周知徹底に取り組む必要があります。

狂犬病をはじめとする動物由来感染対策では、発生時の即応体制の確保に加え、調査研究や普及啓発等の面からも、関係機関との連携を一層強化していく必要があります。

災害時における危機管理については、広域自治体として、区市町村の取組を支援するとともに、都民への普及啓発やボランティアや関係機関等との連携の強化等を進めていくことが必要です。

＜参考＞基礎自治体におけるペット等の問題について

市町村の自治の振興を図ることを目的に設立された公益財団法人東京市町村自治調査会が令和2年に取りまとめた報告書では、区市町村等の基礎自治体に求められるペット等の問題に関する取組について取り上げられています。

基礎自治体の役割について

ペット等に関するトラブルは、悪臭や騒音の発生、糞・尿の放置、ペットの遺棄、動物虐待など多様だが、特に解決が難しいのは、「社会的な支援が必要な人等を当事者とする不適切なペット飼育」や、「飼い主不明猫への無秩序な餌やりによる生活環境の悪化」である。

また、「災害時におけるペットをめぐる問題」も、課題として挙げられる。災害が発生した際、避難所におけるペットの対応について決まっていない地域があることなどから、大規模災害が発生した被災地では、避難所を運営する自治体職員が住民間の調整に苦慮する事例が散見される。

こうしたトラブル等の実態を子細に見ると、動物愛護管理に加え環境衛生や福祉、防災など様々な分野における要因が絡んでおり、各分野において問題が同時並行的に進行している様子がうかがえる。

したがって、ペット等に関するトラブルは、動物担当部署だけの問題ではなく、高齢福祉、障害福祉、地域福祉や健康推進等の福祉健康分野に加え、防災や住宅等の担当部署にも影響のある事案であることを認識する必要がある。また、解決に向けては、動物愛護団体等の外部団体と協力して、関係部署が連携して取り組むことが求められる。（「自治体職員を悩ますペット等に関するトラブル」より）

基礎自治体においては、ペットの問題に関する取組が、我々が担うべき「住民福祉の向上」に直接的に結びつくものであるということを知るとともに、この問題について自治体のみで取り組むには限界があることから、住民にも啓発し、地域全体で取り組んでいく必要があります。（「おわりに」より）